

中小企業再生支援協議会事業（産業復興相談センター）実施基本要領 新旧対照表

(改正後)	(改正前)
<p>(略)</p> <p>1.～4. (略)</p> <p>5. 再生計画策定支援業務部門の業務手順</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 再生計画策定支援（第二次対応）</p> <p>「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領 6. 再生計画策定支援（第二次対応）」を準用する。ただし、以下のとおり取り扱う。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(i) 「支援業務部門」を「再生計画策定支援業務部門」と読み替える。</p> <p>(ii) 「統括責任者」を「再生計画策定統括責任者」と読み替える。</p> <p>(iii) 「統括責任者補佐」を「再生計画策定統括責任者補佐」と読み替える。</p> <p>(iv) 「認定支援機関」を「受託法人」と読み替える。</p> <p>(v) 「中小企業者」を「中小企業者その他の事業者」と読み替える。</p> <p>(vi) 「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領 6. (1) 対象企業」については、次の要件を加える。</p> <p>(ア) 県内に事業所を有し、事業所、事業設備、取引先等の事業基盤などが東日本大震災の影響を受けたことによって、経営に支障が生じている、もしくは生じる懸念のあるもの。</p> <p>(イ) 東日本大震災により収益力に比して過大な債務を背負うこととなり、金融支援による事業再生が求められているもの。</p>	<p>(略)</p> <p>1.～4. (略)</p> <p>5. 再生計画策定支援業務部門の業務手順</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 再生計画策定支援（第二次対応）</p> <p>「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領 6. 再生計画策定支援（第二次対応）」を準用する。ただし、以下のとおり取り扱う。</p> <p><u>(i) 「中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順（再生計画検討委員会が再生計画案の調査・報告を行う場合）」は「別途定める策定手順」と読み替える。</u></p> <p>(ii) 「支援業務部門」を「再生計画策定支援業務部門」と読み替える。</p> <p>(iii) 「統括責任者」を「再生計画策定統括責任者」と読み替える。</p> <p>(iv) 「統括責任者補佐」を「再生計画策定統括責任者補佐」と読み替える。</p> <p>(v) 「認定支援機関」を「受託法人」と読み替える。</p> <p>(vi) 「中小企業者」を「中小企業者その他の事業者」と読み替える。</p> <p>(vii) 「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領 6. (1) 対象企業」については、次の要件を加える。</p> <p>(ア) 県内に事業所を有し、事業所、事業設備、取引先等の事業基盤などが東日本大震災の影響を受けたことによって、経営に支障が生じている、もしくは生じる懸念のあるもの。</p> <p>(イ) 東日本大震災により収益力に比して過大な債務を背負うこととなり、金融支援による事業再生が求められているもの。</p>

(ウ) 東日本大震災が発生する以前において、期限の利益喪失事由に該当する行為がなかったもの。

(エ) 反社会的勢力ではなく、そのおそれもないもの。

(vii) 「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領 6.(5) 再生計画案の内容」については、債務超過解消年数、黒字転換年数、有利子負債の対キャッシュフロー比率、経営者責任及び株主責任について、東日本大震災により被害を受けた実情に即したものとすよう十分に配慮する。

(3) ~ (4) (略)

(5) 事業計画

「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領 4. 支援業務部門 (3)

⑤」を準用する。ただし、以下のとおり取り扱う。

(i) 「統括責任者」を「再生計画策定統括責任者」と読み替える。

(削除)

6. ~ 8. (略)

附 則 (平成24年10月10日)

附 則 (平成26年1月20日)

附 則 (平成30年7月13日)

(施行期日)

本要領は、公表の日から施行し、6.(6)の規定は、平成23年10月7日から適用する。

(ウ) 東日本大震災が発生する以前において、期限の利益喪失事由に該当する行為がなかったもの。

(エ) 反社会的勢力ではなく、そのおそれもないもの。

(viii) 「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領 6.(5) 再生計画案の内容」については、債務超過解消年数、黒字転換年数、有利子負債の対キャッシュフロー比率、経営者責任及び株主責任について、東日本大震災により被害を受けた実情に即したものとすよう十分に配慮する。

(3) ~ (4) (略)

(5) 事業計画

「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領 10. 事業計画」を準用する。ただし、以下のとおり取り扱う。

① 「統括責任者」を「再生計画策定統括責任者」と読み替える。

② 「支援業務部門」を「再生計画策定支援業務部門」と読み替える。

6. ~ 8. (略)

附 則 (平成24年10月10日)

附 則 (平成26年1月20日)

(施行期日)

本要領は、公表の日から施行し、6.(6)の規定は、平成23年10月7日から適用する。